ASP サービス(ケースワーカー日誌)利用規約

アイティ顧問事務所 (以下「当方」という)は、当方が提供する ASP サービス「ケースワーカー 日誌」(以下「本サービス」という)を利用するサービス利用者(以下「利用者」という)との間の 利用規約(以下「本規約」という)を以下の通り定めます。

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

本規約は、当方が提供する本サービスを利用する利用者との間の一切の関係に適用されるものとします。

第2条 (本規約の変更)

当方は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。 また、利用者が本規約の変更後に本サービスを利用した場合、変更後の本規約に同意した ものとみなします。

第3条(通知方法)

- 1. 当方が本規約を変更した場合には、利用者が届け出た通知先(電子メールアドレス)に 通知し、かつ、インターネット上の当方 Web サイト上にも掲載する方法により通知します。
- 2. 当方が利用者に対して、利用者が届け出た通知先(電子メールアドレス)に通知を行うときは、利用者が届け出た通知先(電子メールアドレス)に通知を発信した時点から、当該規約の効力が生じるものとします。当方からの通知が利用者に到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- 3. 当方が利用者に対する通知をインターネット上の当方 Web サイト上に掲載することによって行うときは、当該通知が当方 Web サイト上に掲載された時点から、当該規約の効力が生じるものとします。

第2章 利用契約の締結

第4条(利用契約の締結)

利用契約は、本サービスの利用申込者が、当方が別途定める手続きに従って利用契約の申込みを行い、当方がこれに対し当方所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。尚、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込みを行うものとし、本サービスの利用申込者が申込みを行った時点で、当方は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

第5条 (申込みの拒絶)

当方は、各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 利用契約の申込みに虚偽の内容があった場合
- (2) 利用申込者が本規約の第20条(禁止事項)に違反するおそれがあると当方が判断した場合
- (3) 利用申込者が本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがある場合
- (4) 本サービス運営に支障をきたすおそれがあると判断した場合
- (5) その他、当方が利用申込者の本サービス利用を不適切と判断した場合

第6条(変更の通知)

- 1. 利用者は、連絡先に変更があった場合には、速やかにその旨を当方の定める方法により当方に通知するものとします。
- 2. 当方は、利用者が前項に従った通知を怠ったことにより、利用者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、当方は一切責任を負わないものとします。

第7条(本サービスの中断及び停止)

1. 当方は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への事前の通知又は承諾

を要することなく、本サービスの提供を中断、停止、制限することができるものとします。

- (1) 本サービスの提供に必要な電気通信設備に障害が発生した場合や保守、工事上やむを得ない場合
- (2) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の中断、停止、制限により、本サービスの提供が困難になった場合
- (3) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (4) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (5) 法令による規制、司法命令等が適用された場合
- (6) その他、当方が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが必要であると判断した場合
- 2. 当方は、本サービスの提供に必要な設備等の定期点検を行うため、利用者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3. 当方は、利用者が第11条(当方からの利用契約の解約)第1項各号のいずれかに該当する場合又は利用者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合、当方が不適当と判断する行為を行った場合には、利用者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 4. 当方は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、当方は一切責任を 負わないものとします。

第8条(利用契約期間)

本サービスの利用契約期間は別途定めるものとし、本規約の他の条項に基づき解約されるまで有効とします。利用契約は、その契約期間が満了する日の1ヶ月前までに、当方又は利用者から別段の意思表示がない場合、契約終了日の翌日からさらに利用契約期間、自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第9条(最短利用期間)

本サービスの最短利用期間は利用開始日より別途定める利用契約期間とし、利用者は、最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第10条(利用者からの利用契約の解約)に

従うことに加え、当方が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当方に支払うものとします。

第10条(利用者からの利用契約の解約)

- 1. 利用者は、当方所定の方法により、契約終了日の 1 ヶ月前までに、当方に通知すること により、利用契約を解約することができます。
- 2. 前項の解約がなされた場合、当方は、解約後速やかに本サービスの提供を停止します。 また、当方は、当方の判断により、本サービスにおける、利用者及び利用者の顧客に関 する情報を消去することができるものとします。
- 3. 解約により利用契約が終了した場合、利用者は利用契約終了の日までに発生する当方 に対する債務の全額を、当方の指示に従い、一括して支払うものとします。

第11条(当方からの利用契約の解約)

- 1. 当方は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者への事前の 通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができる ものとします。
- (1) 当方への通知若しくは届け出た内容等に虚偽があった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、租税公課等の滞納による処分を受けた場合
- (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき 又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 解散若しくは事業が廃止になった場合
- (8) 第20条(禁止事項)の各号に定める行為を行った場合
- (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- (10) その他、本規約に違反した場合のほか、利用者として不適切と当方が判断した場合
- 2. 当方は、利用契約期間中であっても、利用者に対し事前に通知をした上で、利用契約の 一部又は全部を解約し、終了させることができます。通知方法は当方が選択し、通知の

- 発信によりその効力が生ずるものとし、通知が利用者に到達したか否かはその効力に 影響がないものとします。
- 3. 本条による解約がなされた場合、当方は利用契約を解約後、速やかに本サービスの提供を停止します。また当方は、当方の判断により、本サービスで保存していた利用者及び利用者の顧客に関するデータを消去することができるものとします。
- 4. 利用者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は 支払遅延損害金がある場合には、当方が定める日までにこれを支払うものとします。
- 5. 当方は、前項による利用契約の解約によって発生した利用者等又はその他の第三者の 損害について、当方は一切責任を負わないものとします。

第12条 (本サービスの変更)

- 1. 当方は、当方が必要であると判断した場合、利用者への事前の通知なくして、利用者に対して提供している本サービスの内容の一部の変更、追加をすることができるものとします。ただし、全部又は中規模以上の変更、追加をする際は、利用者に同意を得てから行うものとします。
- 2. 当方は、本サービスの内容の全部又は一部の変更、追加によって発生した利用者等又はその他の第三者の損害について、当方は一切責任を負わないものとします。

第13条 (本サービスの廃止)

- 当方は、任意の理由により、利用者に対して提供している本サービスの全部又は一部を 廃止することができるものとします。
- 2. 本サービスの一部又は全部を廃止する場合、事前に当該サービスの利用者に対して通知を行います。通知方法は当方が選択し、通知の発信によりその効力が生ずるものとします。
- 3. 当方が予期し得ない事由又は法令、電気通信事業者の提供する電気通信役務の廃止、 天災地変等不可抗力による止むを得ない事由が生じた場合、直ちに本サービスの全部 又は一部を廃止することができるものとします。
- 4. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当方は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて利用者に返還するものとします。
- 5. 当方は、前項に基づく本サービスの提供の廃止によって発生した利用者等又はその他

の第三者の損害について、当方は一切責任を負わないものとします。

第3章 サービスと利用料金

第14条(本サービスの内容)

- 1. 当方が一般的に提供する本サービスの内容及び利用料金等は、利用者に対し別途通知される内容のとおりとします。
- 2. 利用者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
- (1) 第29条(免責)に掲げる場合を含め、本サービスに当方に起因しない不具合が生じる場合があること
- (2) 当方に起因しない本サービスの不具合については、当方は一切その責を免れること
- 3. 利用者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
- 4. Web・データベースサーバーは、エックスサーバー社の「XServer ビジネス」を使用します (SSL 証明書を含む)。ただし、サーバーは当方の事情により変更されることがあります。 利用者には FTP によるサーバー内部へのアクセス権、サーバー管理用のコントロール パネルへのアクセス権は付与いたしません。
- 5. 本サービスに独自ドメインを使用する場合、独自ドメインの費用(年間の維持管理費用) は利用者の負担とします。

第15条 (利用条件の変更)

当方が一般的に提供する本サービスの内容及び利用料金等の利用条件を、変更日の3ヶ月前までに利用者に対して通知し、利用者が、変更日までに、何ら異議を申し出なかった場合、利用者は、本サービスの内容及び利用料金等の変更に同意したものとみなします。

第16条(利用料金の支払)

1. 利用者は、本サービスの利用開始日から起算して利用契約の終了日までの期間について、当方が別途定める本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等

に基づき支払うものとします。尚、利用者が本条に定める支払を完了しない場合、当方は、 第7条(本サービスの中断及び停止)第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止す ることができるものとします。

- 2. 前項の支払に必要な振込手数料等その他の費用は、利用者の負担とします。
- 3. 利用契約期間において、第7条(本サービスの中断及び停止)に定める本サービスの提供の中断、停止、その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、利用者は、利用契約期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。
- 4. 当方に起因する運用上又は技術上の理由でやむを得ず本サービスの提供を中止した場合、本サービスの利用開始前は当方が受領した初期費用全て、本サービス開始後は契約期間の残日数日割り分を算出し返金するものとします。

第17条(遅延利息)

利用者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が 過ぎてもなお履行しない場合、利用者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの 日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務 と一括して、当方が指定する期日までに当方の指定する方法により支払うものとします。 前項の支払に必要な振込手数料等その他の費用は、利用者の負担とします。

第4章 利用者の義務

第18条(本規約の遵守)

利用者は、本サービスの利用にあたり、本規約及び当方からの通知に従うものとします。

第19条(自己責任の原則)

1. 利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

- 2. 利用者は、利用者等による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為について責任を負い、本サービスを利用して利用者等が提供又は伝送する情報については、利用者の責任で提供されるものであり、当方はその内容等についていかなる保証も行わず、又、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
- 3. 利用者は、利用者等がその故意又は過失により当方に損害を与えた場合、当方に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第20条(禁止事項)

利用者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当方の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害する おそれのある行為
- (2) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (3) 他の利用者若しくは第三者の ID 及びパスワードなどを不正に利用する行為
- (4) 本サービスの運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (5) 法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
- (6) その他、当方が不適切と判断する行為

第21条(本サービス利用のための設備設定・維持)

- 1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、必要となる通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する全ての機器の準備及び回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入等について、自己の費用と責任において行うものとします。
- 2. 当方は、利用者が本サービスを利用するためのネットワーク通信を行うことができる動作 環境にあることを何ら保証しません。
- 3. 当方は、利用者が用いた通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器、電気通信回線、インターネット接続サービスなどの不具合等によって、利用者が本サービスを受けられなかったとしても、当方は何らの責任も負いません。
- 4. 利用者は、当方による本サービスの提供に支障をきたさないように、利用者の通信機器 等を正常に作動するよう維持する責任を負うものとします。
- 5. 利用者が、当方の設備又は本サービスの不具合を発見したときは、当方にその旨通知し、 当該不具合の修理又は復旧を求めるものとします。

第22条(ID及びパスワード)

- 1. 利用者は利用契約等に基づき開示する場合を除きID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。ID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により利用者自身及びその他の者が損害を被った場合、当方は一切の責任を負わないものとします。利用者のID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て利用者による利用とみなすものとします。
- 2. 第三者が利用者のID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は利用者の行為とみなされるものとし、利用者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当方が損害を被った場合は利用者は当該損害を補填するものとします。ただし、当方の故意又は過失によりID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第23条 (バックアップ)

- 1. 利用者が本サービスにおいて登録、保管、提供又は伝送するデータ等については、利用者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当方はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。利用者が本サービスのデータ等をバックアップとして保存していなかったことによる損害(本サービスのデータが消失したことによる損害を含む)について、当方は一切責任を負わないものとします。
- 2. 当方においても、本サービスで使用するデータ等のバックアップ業務(本サービス搭載サーバー内への自動バックアップ及び別環境への定期バックアップ)を実施しますが、利用者へのバックアップデータの提供を保証するものではありません。
- 3. Web サーバーの故障や何らかの障害によりデータが破壊、消失した際、当方は、利用者 または当方が行ったバックアップデータ使用して、できる限り原状に近い復旧に努めます が、データの完全復旧を保証するものではありません。
- 4. 利用者の故意や過失など、利用者側の責に帰すべき事由によってデータが破壊、消失した際の復旧費用に関しては、当方は作業の難易度、作業量に応じて費用を算定し、利用者からの発注を受けて作業いたします。

第24条(情報の削除)

- 1. 当方は、本サービスを通じて登録、提供、表示される情報が、以下の各号に定める事項 に該当すると判断した場合、利用者にその旨通知するとともに、当該情報を削除する権 利を有するものとします。
- (1) 第20条(禁止事項)各号の禁止行為を行った場合
- (2) 本サービスの保守管理上必要であると当方が判断した場合
- (3) その他、当方が削除する必要があると判断した場合
- 2. 当方は、前項の規定にかかわらず、情報の削除義務を負うものではありません。
- 3. 本条の規定に従い、当方が情報を削除したこと、又は情報を削除しなかったことにより、 利用者若しくは第三者に損害が発生したとしても、当方は一切責任を負わないものとし ます。

第5章 当方の義務

第25条(当方の責任)

当方は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって、本サービスが円滑に提供されるよう維持運営することに努めます。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第26条(保守及びサポートとサーバー)

- 1. 当方は、本サービスの保守及び利用者へのサポートを当方営業時間に限り提供するものとします。尚、利用者から依頼された保守及びサポートの実施を当方は速やかに対応するものとしますが、当方の状況により翌営業日以降の対応となる場合があります。
- 2. 当方の営業日及び営業時間は当方 Web サイト上に掲示ないしは電子メールにより利用 者へ通知します。
- 3. 本サービスの保守・管理の内容は、システムの設定変更(プログラムの改修を伴わない設定ファイルの変更)、不具合修正、サーバー側 OS アップデートに対応したシステム改修、データベースの定期的なメンテナンス、データの日時バックアップ(自動)、週次バックアップ(手動)、障害時の対応、データベースの各マスターデータの登録・変更作業を

含みます。

第6章 一般条項

第27条(知的財産権等)

- 1. 本サービスの著作権、商標権、営業秘密等の一切の権利は、全て当方若しくは権利を 有する第三者に属します。
- (1) 利用者は、本サービスを通じて得られる一切の情報について、当方若しくは権利を有す る第三者の許可なく、知的財産権等に関する一切の権利を侵害する行為を禁止します。
- (2) 本条の規定に違反して問題が発生した場合、利用者は自己の費用と責任において、当該問題を解決するとともに、当方に何等の損害を与えないものとします。

第28条(損害賠償)

- 1. 当方の責めに帰すべき事由により、利用者が本サービスを利用できなかったことにより (以下「利用不能」という)、当該利用者に損害が発生した場合であって、当該利用者が 利用不能となったことを当方が知った日時から起算して72時間以上(当方休業日は除く) 利用不能の状態が継続したときに限り、当方は、その利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てるものとします)に利用することができなかった本サービスに かかる月額費用の30分の1を乗じて得た金額を賠償するものとします。又、当方は、本 規約に別段の定めがない場合、当方の故意または重大な過失により当該利用者が本サービスの利用に関して損害を被ったときに限り、以下に定める額を上限として、当方は、 当該利用者に現実に発生した通常かつ直接の損害を賠償するものとします。
- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した 当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)
- (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの 期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間(1月未満は切捨て) に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)
- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該

本サービスに係わる料金の平均日額料金(1日分)に30を乗じた額

2. 前項の「利用不能」には、本規約第7条(本サービスの中断及び停止)の定めに従って本サービスの提供を中断、停止、制限する場合は含まれないものとします。

第29条(免責)

- 1. 本サービス又は利用契約等に関して当方が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当方は、以下の事由により利用者等に発生した損害については、 債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の 責任を負わないものとします。
- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (3) 利用者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害
- (4) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (5) 当方が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (7) 当方が定める手順・セキュリティ手段等を利用者等が遵守しないことに起因して発生した 損害
- (8) 本サービス用設備のうち当方の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS) 及びデータベースに起因して発生した損害
- (9) 本サービス用設備のうち、当方の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に 関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制 的な処分
- (11) その他当方の責に帰すべからざる事由

2. 当方は、利用者等が本サービスを利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第30条 (権利義務譲渡の禁止)

利用者は、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第31条 (再委託)

当方は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当方の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当方は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第32条(秘密情報の取り扱い)及び第33条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当方の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第32条(秘密情報の取り扱い)

- 1. 利用者及び当方は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上 その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報 で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以 下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手 方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情 報についてはこの限りではありません。
- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2. 前項の定めにかかわらず、利用者及び当方は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先

又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、利用者及び当方は、 関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示 前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

- 3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、利用者及び当方は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。尚、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- 5. 前各項の規定に関わらず、当方が必要と認めた場合には、第31条(再委託)所定の再 委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受 けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当方は再委託先に対 して、本条に基づき当方が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
- 6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第3項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が利用者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
- 7. 本条の規定は、本サービス終了後、2年間有効に存続するものとします。

第33条(個人情報の取り扱い)

- 1. 利用者及び当方は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務 上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
- 2. 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第3項ないし第6項の規 定を準用するものとします。
- 3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第34条(分離性)

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合でも、本規約の他の条項は、引き続き完全な効力を有するものとします。

第35条(準拠法)

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第36条(協議等)

本サービスに関連して利用者と当方との間で疑義及び問題が生じた場合には、両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。

第37条(合意管轄)

利用者と当方の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を利用者と当方の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約は、2020年5月13日から改訂実施いたします。